

保政第1号

平成26年4月2日

福岡市保健福祉審議会

委員長 石田重森 様

福岡市長 高島 宗一郎



福岡市保健福祉総合計画の改定等について（諮問）

福岡市における保健・医療・福祉施策につきましては、平成23年12月に改定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら、昨年、人口150万人を突破した福岡市におきましても少子高齢化はさらに進行しており、就業人口の割合は減少するとともに、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には、約四人に一人が高齢者となることを見込まれています。

今後、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、健康福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。

そこで、現在の「保健福祉総合計画」、「福岡市高齢者保健福祉計画」、「福岡市障がい保健福祉計画」を再構築し、より市民生活に即した施策を検討することといたしました。各分野別の実施計画と総合計画を一体的に策定することにより、保健・医療・福祉に関する保健福祉施策を、これまで以上に充実したものとなるよう総合的に検討し、併せて、今後、本市が目指すべき施策の基本的な方向性を明らかにし、市民と共に健康福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

- 1 「福岡市保健福祉総合計画」（平成28年度～平成32年度）の改定について
- 2 「第6期福岡市介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度）の策定について
- 3 「第4期福岡市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）の策定について

以上、総合計画の改定及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

めざす姿

■基本理念

市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり

将来予測

■全国を下回る出生率（実績値）

		H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)
合計特殊出生率	国	1.36	1.26	1.39
	福岡市	1.17	1.08	1.25
出生数(福岡市)		13,133人	12,477人	14,483人

■生産年齢人口（労働力人口）の減少

年齢階層構成比較	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)
0歳～14歳	13.2%	13.0%	12.6%
15歳～64歳	65.7%	63.5%	62.5%
65歳以上	21.1%	23.4%	24.8%

■これまでに経験のない「超高齢社会（※）」の到来

	H25(2013)	H32(2020)	H37(2025)
福岡市の人口	150万人	157万人	159万人
高齢者人口 (うち75歳以上)	28万人 (13万人)	37万人 (18万人)	40万人 (23万人)
高齢化率	18.8%	23.4%	24.8%
要介護者数	5.3万人	7.9万人	10万人
高齢者単身世帯数	6万世帯	10万世帯	12万世帯
認知症高齢者数	3.0万人	4.6万人	5.6万人

※超高齢社会とは
人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が21%を超える社会

■高齢化に伴う身体障がい者数の増加、精神障がい者や知的障がい者数の大きな伸び

	H14(2002)	H19(2007)	H24(2012)
身体障害者手帳	37,409人	45,894人	51,323人
精神障害者保健福祉手帳	2,787人	5,615人	9,264人
療育手帳	5,683人	7,336人	9,163人
合計	45,879人	58,845人	69,750人

問題意識

■山積する課題

- 日常生活で支援が必要な高齢者の増加
(社会的孤立, 買い物弱者, 交通弱者等)
- 支援が必要な高齢者を支える人材の不足
(介護人材, ボランティア等)
- 高齢者数の増加とともに増大する医療費・介護費

- 増加が見込まれる重度の在宅障がい者に対する支援
- 障がい者の就労や社会参加に対する支援
- 障がいを理由とする差別や権利侵害

審議の方向性

■将来を見据えて10年後に実現する「あるべき姿」達成のために

- 施設から在宅へ
 - ・在宅生活を支援する、医療や介護等が連携する仕組みづくり
(地域包括ケアシステムの構築と推進)
 - ・生活支援体制の構築(孤立死対策, 買い物弱者対策)
 - ・地域における「見守り」の推進
- 人材の確保

- 地域生活支援の充実
 - ・地域社会で安心して暮らせるために、障がいの特性を踏まえた支援体制の構築
- 障がい者の就労支援, 社会参加の支援
- 相談支援・権利擁護の充実

(1) 福岡市保健福祉総合計画の改定に当たっての「福岡市保健福祉審議会」の役割

- 現在の福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成23年度～27年度）を改定するため、平成27年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。
 ※次期保健福祉総合計画は、市町村地域福祉計画のほか、市町村老人福祉計画及び市町村障害者計画を一体化した計画とする。
 ・「高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまち」の実現をめざし、従来、別々に策定していた福岡市保健福祉総合計画、福岡市高齢者保健福祉計画、福岡市障がい保健福祉計画の構成を見直す。
- 総合計画の高齢者施策は地域保健福祉専門分科会と高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会で、障がい者施策は障がい者保健福祉専門分科会で、それぞれ議論する。
- 審議会の正副委員長及び3分科会の正副分科会長で組織する、各分科会での審議経過等に関する連絡調整を行う「調整会議」を設ける。

(2) 介護保険等サービス量を決定するための法定計画については、従来どおり、各専門分科会で審議

- 高齢者保健福祉専門分科会
 ・第6期福岡市介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）を策定するため、平成26年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。
- 障がい者保健福祉専門分科会
 ・第4期福岡市障がい福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）を策定するため、平成26年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。

			平成25年度 ～3月	平成26年度												平成27年度												平成28年度 4月～		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
福岡市保健福祉審議会				諮問													委員改選													
計画の名称	計画の性格と記載事項等	審議体制(検討する分科会)																												
福岡市保健福祉総合計画 (計画期間：H28～32)	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画 ■市町村地域福祉計画 地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画 ■市町村老人福祉計画 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画 ■市町村障害者計画 市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域保健福祉専門分科会及び高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会 ○障がい者保健福祉専門分科会 																												
第6期福岡市介護保険事業計画 (計画期間：H27～29)	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村介護保険事業計画 保険給付の円滑な実施のために、3年間を1期として策定する計画 ○日常生活圏域の設定 ○各年度における種類ごとの介護サービスの量の見込み ○各年度における必要定員総数 ○各年度における地域支援事業の量の見込み 	○高齢者保健福祉専門分科会																												
第4期福岡市障がい福祉計画 (計画期間：H27～29)	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村障害福祉計画 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、3年間を1期として策定する計画 ○各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ○障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	○障がい者保健福祉専門分科会																												
<small>※健康増進法に基づく市町村健康増進計画は、平成25年度に策定済み。(健康日本21福岡市計画【計画期間：平成25年度～32年度】)</small>																														

■福岡市保健福祉総合計画改定のための保健福祉審議会等スケジュール

【資料4】

- ①地域保健福祉専門分科会及び高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会を開催する。
- ②正副委員長及び各分科会の正副会長で構成する調整会議を設置し、分科会間の連絡調整を図る。

機関		保健福祉審議会(総会)	地域保健福祉専門分科会・高齢者保健福祉専門分科会 【①合同分科会の開催】	障がい者保健福祉専門分科会	福岡市
26 年度	4月	・ 諮問			<ul style="list-style-type: none"> ・ 意識調査の実施 ・ 将来のあるべき姿の検討 →総論に関する事務局案作成
			②調整会議の設置【※各分科会での審議経過等に関する連絡調整】		
			※地域福祉計画、老人福祉計画部分【合同分科会の開催】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同分科会① } 総論(あるべき姿, 将来的に必要な施策の方向性等)について ・ 合同分科会② } 	※市町村障害者計画部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会① } 総論(あるべき姿, 将来的に必要な施策の方向性等)について ・ 分科会② } 	← 提案
	3月	・ 正副委員長の互選 ・ 各分科会委員の指名	・ 委員改選(任期: H27.3.1~H30.2.28)		
27 年度			※地域福祉計画、老人福祉計画部分【合同分科会の開催】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同分科会① } 各論について ・ 合同分科会② } ・ 合同分科会③ } ・ 合同分科会④ } 各論について パブリック・コメント案のとりまとめ	※市町村障害者計画部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会① } 各論について ・ 分科会② } ・ 分科会③ } ・ 分科会④ } 各論について パブリック・コメント案のとりまとめ	
		・ パブリック・コメント実施			
		・ 答申案策定	・ 合同分科会⑤ パブリック・コメント意見等を反映した答申案	・ 分科会⑤ パブリック・コメント意見等を反映した答申案	
		・ 市長への答申			・ 保健福祉総合計画の改定

参考：次期計画の構成案

(1) 現行計画の構成

福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）

- ①根拠法：福祉のまちづくり条例に規定する「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」
- ②性格：保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープラン

福岡市地域福祉計画

- ①根拠法：社会福祉法に規定する「市町村地域福祉計画」
- ②性格：地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画

複数の分野別計画を一体化

(2) 次期計画の構成

福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成28年度～32年度）

総論

各論

福岡市地域福祉計画

福岡市老人福祉計画

福岡市障がい者計画

福岡市高齢者保健福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）

福岡市老人福祉計画

- ①根拠法：老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」
 - ②性格：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- ※次期計画策定までの間は、現行計画を延長

第5期福岡市介護保険事業計画

- ①根拠法：介護保険法に規定する「介護保険事業計画」
- ②性格：3年を一期とする市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

第6期福岡市介護保険事業計画
（計画期間：平成27年度～29年度）

福岡市障がい保健福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）

福岡市障がい者計画

- ①根拠法：障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」
 - ②性格：市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画
- ※次期計画策定までの間は、現行計画を延長

第3期福岡市障がい福祉計画

- ①根拠法：障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」
- ②性格：障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画

第4期福岡市障がい福祉計画
（計画期間：平成27年度～29年度）

3年毎に見直し

関係法令等

	ページ
○ 福岡市保健福祉審議会条例	1
○ 福岡市保健福祉審議会条例施行規則	4
○ 社会福祉法（抜粋）	6
○ 社会福祉法施行令（抜粋）	7
○ 福岡市福祉のまちづくり条例（抜粋）	8
○ 障害者基本法（抜粋）	9
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）	10
○ 老人福祉法（抜粋）	11
○ 介護保険法（抜粋）	12
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）	13
○ 健康増進法（抜粋）	15
○ 身体障害者福祉法（抜粋）	15

○ 福岡市保健福祉審議会条例

(平成 19 年福岡市条例第 11 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会^{6P}、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「障基法」という。）第 36 条第 1 項に規定する合議制の機関^{9P}及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 9 条第 1 項に規定する地方精神保健福祉審議会^{10P}として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第 7 条に規定する社会福祉に関すること。^{6P}
- (2) 障基法第 36 条第 1 項に規定する障がい者施策に関すること。^{9P}
- (3) 精神保健福祉法第 9 条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。^{10P}
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第 8 条及び第 9 条第 2 項に規定する者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び臨時委員の任命に当たっては、審議会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮するものとする。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項
 - (2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
 - (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項^{6P}
 - (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
 - (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項^{6P}
- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。
 - 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
 - 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
 - 9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会^{7P}

は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例（平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。）による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）において、この条例の規定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例（昭和52年福岡市条例第22号）

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例（平成8年福岡市条例第15号）

附 則（平成23年福岡市条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年福岡市条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年福岡市規則第78号により、平成24年5月21日施行)

附 則（平成26年福岡市条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 福岡市保健福祉審議会条例施行規則

(平成 20 年福岡市規則第 36 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例（平成19年福岡市条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 条例第 7 条第 8 項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画^{7P}に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画^{11P}に関する事項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画^{9P}に関する事項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画^{13P}に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画^{15P}に関する事項
- (5) 条例第 7 条第 2 項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項

2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会)

第 3 条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第 4 条 条例第 8 条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する身体障がい者の障がいの程度^{7P}の審査

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定^{15P}
に当たっての意見

(3) 更生医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見

2 前条第3項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。

(規定外の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止)

2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則（平成12年福岡市規則第99号）は、廃止する。

附 則（平成23年福岡市規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年福岡市規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○ 社会福祉法（抜粋）

（昭和 26 年法律第 45 号）

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第 8 条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第 9 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長 1 人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○ 社会福祉法施行令（抜粋）

(昭和33年政令第185号)

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○ 福岡市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（平成 10 年条例第 9 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、基本理念並びに市民、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、多数の者が利用する施設の整備に関する基本的な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 福祉のまちづくりは、市民が自立し、及び相互に連携して支え合うという精神のもとに、次の各号に掲げる社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が生きがいをもてる社会
- (3) すべての市民が地域での生活を保障される社会
- (4) すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- (5) すべての市民が安全かつ快適に生活できる社会
- (6) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会
- (7) すべての市民が積極的に福祉の国際交流を行う社会

（基本計画の策定等）

第 10 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉のまちづくりに関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

○ 障害者基本法（抜粋）

（昭和 45 年法律第 84 号）

（障害者基本計画等）

- 第 11 条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第 4 項及び第 7 項の規定は障害者基本計画の変更について、第 5 項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第 6 項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- (1) 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

- (2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - (1) 市町村障害者計画に関し、第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - (2) 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - (3) 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

（昭和25年法律第123号）

（地方精神保健福祉審議会）

- 第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○ 老人福祉法（抜粋）

（昭和 38 年法律第 133 号）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、第 2 項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号 に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法 に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項 に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条 に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画（第 2 項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○ 介護保険法（抜粋）

（平成9年法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

(5) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画（第2項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成17年法律第123号）

（市町村障害福祉計画）

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(2) 前項第2号の指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関，教育機関，公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は，当該市町村の区域における障害者等の数，その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は，当該市町村の区域における障害者等の心身の状況，その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で，これらの事情を勘案して，市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は，障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画，社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は，第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとする場合において，あらかじめ，協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，当該機関の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，第2項に規定する事項について，あらかじめ，都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを都道府県知事に提出しなければならない。

○ 健康増進法（抜粋）

（平成 14 年法律第 103 号）

（都道府県健康増進計画等）

- 第 8 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。
-

○ 身体障害者福祉法（抜粋）

（昭和 24 年法律第 283 号）

（身体障害者手帳）

- 第 15 条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号 又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。
- 2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第 7 条第 1 項 に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。
- 4 都道府県知事は、第 1 項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

- 5 前項に規定する審査の結果，その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは，都道府県知事は，理由を附して，その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 身体障害者手帳の交付を受けた者は，身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。
- 7 身体に障害のある15歳未満の者につき，その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において，本人が満15歳に達したとき，又は本人が満15歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは，身体障害者手帳の交付を受けた保護者は，すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 8 前項の場合において，本人が満15歳に達する以前に，身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは，その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは，すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは，その身体障害者手帳は，本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。
- 10 前各項に定めるものの外，身体障害者手帳に関し必要な事項は，政令で定める。